

家族の絆を深める想いの相続を！
月刊ニュースレター

想 続

Vol.5 (2011年2月1日)

発行：一般社団法人 日本相続協会

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-1 岡野ビル 4F

TEL 03-3404-1225 FAX 020-4664-9664

E-mail info@n-sk.org (担当：内田)

☆定期購読（無料）をご希望の方は上記へどうぞ！

続報！相続・贈与税制改正の影響と対策

前号の月刊『想続』では、相続・贈与税制改正の速報をお届けしましたが、改正により「わが家にはどう影響するのか？」「どのような対策をすればいいのか？」が最も気になるところです。そこで今月号では、改正による影響と対策について見ていきましょう。

<改正の影響は？>

1. 相続税の基礎控除が大幅に引き下げられます。

例えば、相続人が3人の場合には、基礎控除は8000万円から4800万円に、また相続人が4人の場合には、基礎控除は9000万円から5400万円に減ります。つまり、相続人が多いほど影響が大きくなります。

相続税は、相続財産から基礎控除を差し引いた金額に対してかかります。

例えば、相続財産が8000万円、基礎控除が8000万円の場合、改正前ならば相続税はかかりませんでした。ところが改正後は、相続財産8000万円から基礎控除4800万円を差し引いた3200万円に対して相続税がかかってきます。つまり、相続財産が少ないほど影響が大きくなります。

2. 相続税の税率構造が6段階から8段階となり、最高税率が50%から55%に引き上げられます。

例えば、相続人が子供3人の場合には、相続税は次のように増税になります。

- ・相続財産が1億円の場合・・・相続税は、200万円から630万円に
- ・相続財産が5億円の場合・・・相続税は、1億1700万円から1億2980万円に
- ・相続財産が10億円の場合・・・相続税は、3億1900万円から3億5000万円に

相続税の税率は、所得税と同じように超過累進税率のため、相続財産が多いほど影響が大きくなります。

また、相続税の課税方式は法定相続分課税方式であるため、相続人が少ないほど高い税率が適用され、増税の影響が大きくなります。特に、配偶者がいない相続（二次相続）

の場合には、配偶者の税額軽減がないために、増税の影響が大きくなります。

3. 相続税における、生命保険金の非課税額は、「500万円×法定相続人の数」です。

この法定相続人について、「未成年者・障害者・相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る」という制限が付きます。

例えば、相続人が妻と子供3人の合計4人で、妻と二人暮らしの場合には、生命保険の非課税額は、2000万円から500万円になります。つまり、同居していない相続人が多いほど影響が大きくなります。

4. 贈与税における、相続時精算課税については、受贈者の範囲に20歳以上の孫を追加し、贈与者の年齢も65歳以上から60歳以上に引き下げられます。

今後は、精算課税を使ってお孫さんへ生前贈与するケースも増えるかもしれません。

先日TVで見たのですが、創業者の祖父の跡をお孫さんが継いでいました。高齢化により、祖父から孫へ一代飛ばしの事業承継というのもありそうです。自社株の生前贈与にも、相続時精算課税は活用できます。

5. 贈与税の暦年課税については、20歳以上の者が親や祖父母から贈与を受ける場合には減税（高額な贈与は増税）です。それ以外の贈与については、増減なし（高額な贈与は増税）です。また、税率構造は6段階から8段階となり、最高税率が50%から55%に引き上げられます。

今後は、特に高い相続税がかかる方については、暦年贈与で少しずつお子さんやお孫さんへ財産を移転させるケースも増えそうです。

<改正への対策は？>

1. まずは、相続税の試算のやり直しをしましょう。

改正により、思いのほか相続税が増税になるかもしれません。また、二次相続の時の相続税についても試算しましょう。

2. 次に、納税の財源を検討しましょう。

特に、相続財産のほとんどが不動産や自社株など換金しづらい財産である場合には、事前にしっかり対策しておく必要があります。

3. 生前贈与の活用も考えましょう。

なお、相続時精算課税制度にはメリット・デメリットがありますので、選択は慎重にする必要があります。

(税理士 内田麻由子)